

令和8年度広島県農業分野における新たな就労確保事業業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、障害者の就労を促進し、就労の場の拡大を図るとともに、就労継続支援事業所（以下「事業所」という。）における施設外就労を促進する。

このため、農産物の生産に取り組む就労継続支援事業所へ農業の専門家を派遣し、農産物の生産量の増加や新たな販路獲得につなげるための農業技術の指導・助言等を実施するとともに、農業生産者と就労継続支援事業所との施設外就労（請負）のマッチング等を進めるため施設外就労を希望する事業所の障害者に対する農業体験指導等の研修等により、農業分野での施設外就労事業所の拡大を目指す。

さらに、商品販売に関する商品開発等についての指導・助言、販売拡大に向けた取組を支援するなどにより、工賃向上を図り、障害者の経済的自立の実現に取り組む。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 予算額

8,954,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時

(2) 仕様書等に対する質問書（別記様式第3号）提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時

(3) 上記(2)に対する回答日等

令和8年3月10日（火）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

① 提案書提出場所

広島県健康福祉局障害者支援課

② 提案書提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時

(5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

① 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を申請書に添付しなければならない。

ア 広島県の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

イ 消費税及び地方消費税（国税）の納税証明書（発行日が申請日から3か月以内のもの）

ウ 会社概要説明書（既存のものでも可）

エ 電子データの保存等に関する申出書

オ 財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

※ ただし、広島県の令和7～9年物品・委託役務競争入札参加資格（令和6年広島県告示第607号）を有している場合は、ア、イ及びオの書類の提出は必要ないものとする。

- ② 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。
- ④ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）申請書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ① 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
- ② 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ① 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
- ② 上記の通知を受けた者は、広島県健康福祉局障害者支援課に対してその理由説明を求めることができる。
- ③ この説明を求める場合は、令和8年3月23日までに、その旨を記載した書類を提出すること。
- ④ 上記に対する回答は、令和8年3月24日までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ① 提出された提案書は、返却しない。
- ② 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
- ただし、次の場合には、使用することがある。
- ア 広島県情報公開条例に基づき公開する場合
- イ 最優秀提案者の提案書を公開する場合

3 契約事項

- (1) 公募型プロポーザルに関する要領
- 物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。
- (2) 契約事項に関する規則
- 広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

(5) 契約方法

最優秀案選定後、当該契約予定者と業務内容・委託料について協議の上、契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約内容を確定する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が調わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

契約書の案は別紙「契約書（案）」のとおり。

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書（案）

(3) 仕様書

(4) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式（別記様式 1 号）

(5) 仕様書等に対する質問書（別記様式第 2 号）

(6) 会社概要説明書（別記様式第 3 号）

(7) 電子データの保存等に関する申出書（別記様式第 4 号）

(8) 企画提案書作成要領

(9) 企画提案に関する様式（別紙様式第 1 号から別紙様式第 3 号）

(10) 評価基準

【問い合わせ先】

広島県健康福祉局障害者支援課 担当 望月

電話 082-513-3155（ダイヤルイン）

電子メール fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp